

第 16 回研究炉等安全規制検討会資料 16 - 4（取りまとめの骨子案）に対するご意見

全般

- ・ 概念の説明なのか、検討の前提条件なのか、検討内容の紹介か、整理が必要。
- ・ 従来を含め、検討会の役割についての記述が必要。
- ・ 安全規制全体の中で、今回、5つの事項（核物質防護、クリアランス、解体・廃止、少量核燃料物質及び自然放射性物質）について検討を行った趣旨を示すことが必要。
- ・ 報告書は、読む側を考慮した表現及び内容とすることが必要

核物質防護関係

- ・ 核物質防護については、政策的な問題であり、文章表現には検討が必要。

クリアランス関係

- ・ 試験研究用原子炉からの廃棄物の取り扱い方策が確定していない状況で、クリアランス制度を云々することに無理があり、文章表現については十分な注意を払うことが必要。

その状況で、クリアランス制度を構築しておく趣旨を説明すべき

- ・ クリアランスは、解体・廃止に伴う問題であり、区別して取り上げる理由如何。
- ・ これまで、制度化がなされなてこなかった背景等に言及すべき
- ・ 制度を導入することで規制が変わる点を記述すべき
- ・ 確認をする側（国）の人材確保・能力向上についても触れるべき。
- ・ 大学の研究施設などは小規模でリスク管理体制も不十分になりがちと思われることから、搬出後の廃棄物についてどれだけ責任をもって対応するのは社会の懸念事項になると考えられる。扱うものの量の少なさや組織の弱さなど、リスク管理の観点から方策を検討する必要があるのではないか。
（本ご意見に対しては、「現在でも、原子力事業者の品質保証活動では、一般産業廃棄物は最終処分場まで追えるよう、契約書から搬出記録等を残してあり、これを確実に履行していることは確認できる。」旨のご意見あり。）
- ・ ホットラボ以外の使用施設を対象としたクリアランスレベルや検認制度の運用方法について早期に検討を進めるべき。

解体・廃止関係

- ・ 解体の進捗に伴い、災害の蓋然性が低下することを考慮して、合理的かつ実効性のある規制を行うこと必要があることなどについて記述すべき。
- ・ 規制の透明性や説明責任を果たすためには、「安全規制、先にありき」のスタンスが必要。
- ・ 現状と課題を明確にすべき。

少量核燃料物質

- ・ 検討の目的と安全規制への取り入れのため何を検討したのかを記載すべき。